

Ⅱ 統合整備計画

1 管内別統合整備計画

○大津・南部農業農村振興事務所管内統合整備計画	……………P 1
○甲賀農業農村振興事務所管内統合整備計画	……………P 3
○東近江農業農村振興事務所管内統合整備計画	……………P 5
○湖東農業農村振興事務所管内統合整備計画	……………P 8
○湖北農業農村振興事務所管内統合整備計画	……………P10
○高島農業農村振興事務所管内統合整備計画	……………P12

2 統合整備計画のまとめ

統合整備実施による管内別土地改良区の状況	……………P14
----------------------	----------

大津・南部農業農村振興事務所管内統合整備計画

平成30年3月16日現在の26土地改良区を存続させます。

1. 大津地域については、平坦地から中山間地に、又、南・中・北地域それぞれ、集落単位を基本としたまとまりをもった土地改良区が存在しています。一方、旧志賀地域については、溪流河川及び一部の琵琶湖からの逆水による水田地域であり、全体的には水系等の関連性に乏しく、いずれの地域も重複・重畳もない事から近接地区に於いての合同事務所による合理化で、今後の事業推進体制の強化、運営基盤の強化、維持管理体制の強化と経常経費の節減を図ります。
2. 守山南西部地区については、2つの土地改良区が関係しており、その内1つである法竜川沿岸土地改良区は、市内でいち早く昭和33年に排水改良を目的に設立され、用水源は法竜川及び井堰としているのに対し、もう1つの守山南部土地改良区は、ほ場整備を行うとともに用水源を琵琶湖とし、揚水機場と用水管にて受益農地へ用水を供給しています。施設の管理形態の違いが両改良区における施設の維持管理費に差を生じさせており、賦課金も大きく異なります。一方で、統合することで合理的な維持管理体制や経費節減等が図れることが想定され、現在まで双方の改良区において検討されてはいるものの、健全な財政基盤の確立や将来の土地改良施設の維持補修のあり方に向けて課題が多く、合意まで至っていない状況です。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	南小松	49	49	1				旧志賀合同事務所による合理化を検討中
	大比良	117	117	2				
	北浜	35	35					
	南庄	92	92	2				大津北部合同事務所による合理化を検討中
	伊香立	83	83	1				
	伊香立北部	51	51	2				
	上龍華	29	29	1				
	千野	43	43	1				
	仰木中央	20	20					大津中部合同事務所による合理化を検討中
	上仰木	46	46	3				
	下仰木	56	56					
	桐生	49	49					大津南部合同事務所による合理化を検討中
	平野	30	30					
	関津	34	34	2				
	上田上	86	86					
	今堅田	9	9					
	真野北部	48	48	2				
	佐川	6	6					
	野洲川下流	2,867	2,867	11				
	草津用水	1,328	1,328	8				
	金勝川水系	232	232	1				
	木浜	143	143	2				
	北山田畑地	53	53	1				
	法竜川沿岸	520	520	2				
	守山南部	474	474	4				
	六地藏	34	34					
合計	計 26	6,534	6,534					
(現在) 26土地改良区区一 (計画達成後) 26土地改良区								

甲賀農業農村振興事務所管内統合整備計画

平成30年3月16日現在の7改良区を4改良区に統合します。その統合整備の内容は、存続4地区、解散3地区とし、時期等の詳細は別表のとおりです。

1. 甲賀市土山町地区にある4土地改良区のうち、土山町鮎川、大谷、大野の3土地改良区における維持管理は、土地改良区と集落が担当しており、現在、土地改良区が実施している事業および長期借入金もないことから、当該3土地改良区について解散に向け手続き（財産整理等）を図ります。
2. 存続の3土地改良区は用水管理を行っている土地改良区であり、今後も維持管理を行いながら、更新土地改良事業の実施を図ります。
残りの土山町土地改良区については、更新土地改良事業を施行したのち、解散に向け整備を図ります。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	野洲川	2,241	2,241	14				
	大原貯水池	583	583	3				
	甲蒲地方	341	341	2				
	土山町	366	366	1				H34以降解散予定
	計 4	3,531	3,531					
解散	土山町鮎川	10			H32			仮役員選任協議中
	大谷	9			H32			
	大野	130			H32			解散に向け財産整理協議中
	計 3	149						
合計	計 7	3,680	3,531					
(現在) 7 土地改良区 - (計画達成後) 4 土地改良区								

東近江農業農村振興事務所管内土地改良区統合整備計画

平成30年3月16日現在の43土地改良区を合併2地区、新設1地区とします。
具体的な推進方針は次のとおり。

1. びわこ揚水地区については、平成28年度に合併に向けた協議を開始しており、平成31年度を目途に「びわこ揚水土地改良区」と「島土地改良区」とを合併し、事務の合理化により経常経費の節減を図り運営基盤の強化を図ります。

2. 永源寺地区については、旧永源寺町の中にもほ場整備事業で設立された4土地改良区があり、水系も異にしており複雑な地区ですが、現土地改良区においての施設の維持管理、組織運営基盤の強化を図ることとして、合併もしくは合同事務所方式による合理化を検討中です。

※永源寺地区(4)：山上、東近江市市原、和南、永源寺町高野

3. 八日市地区については、ほ場整備、かんがい排水事業を実施し、17土地改良区が設立されています。行政依存体質から脱却すべく、近接地域毎（学区単位）で合併もしくは合同事務所方式により、経常経費の節減や維持管理体制の強化と合理化を図ることとして検討中です。

現在、計画中の国営土地改良事業に参画予定の6土地改良区については、事業を契機とした統合合併を検討中です。

※八日市地区(17)：土器町、玉緒中部、妙法寺、白鳥川沿岸、八日市市布施、八日市市糠塚町、三津屋、蛇溝、東市辺、西市辺、建部

（国営事業予定6地区）玉緒東部、御園東部、御園中部、八日市市芝原、上平木町、柏木

4. 新規地区(1)について

・新規農業農村整備事業の着手に伴い、尻無北部土地改良区を設立します。
また、事業完了後においても施設の適切な維持管理の組織として存続します。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要			
びわこ揚水	びわこ揚水	1,219	1,219	5	H31予定	水系一元化	経常経費の節減	吸収合併			
	島	44	44								
	計 2	1,263	1,263	5							
(予定) 国営東近江土地改良区	玉緒東部	173	173		H33(予定)	国営事業一元化	経常経費の節減	統合合併			
	御園東部	136	136								
	御園中部	67	67								
	八日市市芝原	42	42								
	上平木町	87	87								
	柏木	43	43								
	計 6	548	548								
存続	安土町城南	159	159	2				合併もしくは合同事務所方式による合理化を検討中			
	安土町桑実寺	13	13								
	岡山	498	498	3							
	土田	38	38								
	山上	183	183	1							
	東近江市市原	404	404	3							
	和南	45	45								
	永源寺町高野	17	17	1							
	土器町	37	37								
	玉緒中部	159	159								
	妙法寺	43	43								
	白鳥川沿岸	220	220								
	八日市市布施	83	83								
	八日市市糠塚町	45	45								
	三津屋	64	64								
	蛇溝	53	53								
	東市辺	54	54								
	西市辺	86	86								
	愛東	830	830	4							東近江市土地改良連合協議会
	湖東	1,074	1,074								
五個荘	371	371									

存続	愛知川沿岸	7,076	7,076	20				
	日野川流域	5,211	5,211	19				
	琵琶湖干拓大 中の湖	1,143	1,143	5				
	琵琶湖干拓小 中之湖	286	286	5				
	水荃干拓	202	202	4				
	津田内湖	82	82	4				
	島西部	42	42					
	日野町	1,285	1,285	1				
	能登川	941	941	7				
	近江八幡西部	1,384	1,384	4				
	内野	128	128	1				
	建部	111	111					
	鯉江	97	97					
	小脇	45	45					
	計 35	22,509	22,509	84				
新設	(仮)尻無北 部	34	34					H30設立 予定
	計 1	34	34					
合計	計 44	24,354	24,354					
(現在) 43 土地改良区 - (計画達成後) 38 土地改良区								

湖東農業農村振興事務所管内統合整備計画

平成30年3月16日現在の15土地改良区および1連合について、平成34年度までに14土地改良区および1連合とします。

統合計画の内訳は、存続15地区、解散1地区、合併の形態・時期等の詳細は別表のとおりです。

現計画の具体的推進については、

1. 彦根市大藪土地改良区については、事業やその償還が完了しているため、施設、財産の処理について目途が付き次第、解散します。

その他、彦根市南部、河瀬両土地改良区については、地域の連続性と水系が同一であることから、経常経費の節減、維持管理体制の強化、そして運営基盤の強化を図るために、平成34年度以降の合併等も視野に入れて検討します。

また、用水土地改良区である芹川沿岸土地改良区とほ場整備土地改良区が多賀土地改良区についても、受益地が重複していることから、経常経費の節減、維持管理体制の強化、そして運営基盤の強化を図るために、平成34年度以降の合併等も視野に入れて検討します。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	犬上川沿岸	748	748	5				
	愛西	1,532	1,532	8				
	彦根中部用水土地改良区連合	868	868	2				
	彦根市南部	580	580	3	合併等も視野に入れて検討	地域の連続性と水系の一元化	経常経費の節減。維持管理体制の強化と合理化。事業推進体制の合理化。運営基盤の強化。	
	河瀬	232	232	2				
	彦根市三津屋	42	42					
	彦根市北部	80	80	1				
	秦荘	834	834	4				H25から「愛荘町土地改良協議会」として運営
	愛知川	341	341					
	豊郷町	281	281	1				
	多賀	200	200	1	合併等も視野に入れて検討	水系一元化。	経常経費の節減。維持管理体制の強化と合理化。運営基盤の強化。	
	芹川沿岸	287	287	3				
	鳥居本西部	33	33					
	富之尾	44	44	1				
	滝ヶ原	11	11	1				
計 15	6,113	6,113						
解散	彦根市大藪	78			H30			
	計 1	78						
合計	計 16	6,191	6,113					
(現在) 16土地改良区－(計画達成後) 15土地改良区								

湖北農業農村振興事務所管内統合整備計画

平成30年3月16日現在の8土地改良区は存続とします。

1. 湖北管内の土地改良区の今後の運営については、市行政の協力を得ながら協議を進めるとともに土地改良区の維持管理体制の強化と合理化ならびに経費の節減、運営基盤の強化を図ります。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	長浜南部	683	683	6				
	姉川左岸	1,300	1,300	8				
	湖北	4,811	4,811	14				
	姉川沿岸	653	653	3				
	天の川沿岸	682	682	5				
	早崎内湖	67	67	1				
	入江干拓	235	235	4				
	塩津娑婆内湖干拓	12	12					
合計	計 8	8,443	8,443					
(現在) 8 土地改良区 - (計画達成後) 8 土地改良区								

高島農業農村振興事務所管内統合整備計画

運営強化を推進するために次項の推進を進めていきます。

1. 事務経理などの節減および合理化

現在、旧今津町内の10土地改良区で今津町土地改良区協議会を設立し、各々の土地改良区の事務経理を一括に行い、経費節減に努めており、今後もより適正な運営に努めていきます。

また、今後、安曇川沿岸土地改良区、鴨川流域土地改良区、新旭土地改良区の3者で、共通すると考えられる事務経理などを整理し、合理化を共同で進めることを検討していきます。

2. 解散

マキノ町南部土地改良区は、高島市と連携しながら解散に向けての検討を進めていきます。

別表 土地改良区統合整備計画

新土地改良区仮名称	当該土地改良区	地区面積 (ha)	統合後地区面積 (ha)	職員数	認可の時期	統合の理由	統合の効果	摘要
存続	今津東部	271	271	3				現在、協議会を設立し事務経費などを節減している。
	淡海	98	98					
	今津南部	91	91					
	今津町三谷	54	54					
	梅原	50	50					
	今津町西部	41	41					
	岸脇	41	41					
	三谷西	32	32					
	角川	19	19					
	大供	11	11					
	安曇川沿岸	937	937	6				今後、共通する事務経理などの合理化を共同で進めることを検討する。
	鴨川流域	843	843	5				
	新旭	513	513	4				
	マキノ町	478	478	2				
	マキノ町西	68	68					
	鴨川左岸	114	114					
	高島町鴨川北部	89	89					
	泰山寺野	62	62					
	マキノ町南部	13	13					今後、解散に向けて検討を行う。
合計	計 19	3,825	3,825					
(現在) 19土地改良区－(計画達成後) 19土地改良区								

2 統合整備計画のまとめ

統合整備実施による管内別土地改良区の状況

区 分	統合整備前 土地改良区 数	統合整備後 土地改良区 数	統合整備の内容		
			統 合	単 独	解 散
大津・南部 農業農村振興 事務所管内	25	24	1 (2)	23	0
	26	26	0 (0)	26	0
甲賀 農業農村振興 事務所管内	7	4	0 (0)	4	3
	7	4	0 (0)	4	3
東近江 農業農村振興 事務所管内	42	42	1 (2)	41	0
	43	38	2 (8)	36	0
湖東 農業農村振興 事務所管内	17	15	1 (2)	14	1
	16	15	0 (0)	15	1
湖北 農業農村振興 事務所管内	8	7	1 (2)	6	0
	8	8	0 (0)	8	0
高島 農業農村振興 事務所管内	19	19	0 (0)	19	0
	19	19	0 (0)	19	0
県計	118	111	4 (8)	107	4
	119	110	2 (8)	108	4

単独には
新規地区
を含む

上段:平成24年3月策定時

下段:今回策定(案)

統合の () 書きは合併前土地改良区数